第8回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年11月28日(金) 午後1時30分場所 西木村総合開発センター 集会室

会議次第

- 1.開 会
- 2.会長あいさつ
- 3 . 会議録署名委員の指名について
- 4.議題

協議案第5号 新自治体の名称について(継続協議)

協議案第6号 新自治体の事務所の位置について(継続協議)

協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(継続協議)

協議案第26号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議案第27号 消防防災関係事業の取扱いについて

協議案第28号 障害者福祉事業の取扱いについて

協議案第29号 児童福祉事業の取扱いについて

協議案第30号 生活保護事業の取扱いについて

協議案第31号 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて

協議案第32号 学校教育事業の取扱いについて

協議案第33号 文化振興事業の取扱いについて

協議案第34号 コミュニティ活動の取扱いについて

協議案第35号 社会教育事業の取扱いについて

協議案第36号 地方税の取扱いについて(その2)(提案)

協議案第37号 使用料、手数料等の取扱いについて(提案)

協議案第38号 行政区の取扱いについて(提案)

協議案第39号 納税関係事業の取扱いについて(提案)

協議案第40号 商工・観光関係事業の取扱いについて(提案)

協議案第41号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて(提案)

協議案第42号 建設関係事業の取扱いについて(提案)

その他

5.閉 会

合併協定項目

(その1)

NO .		項 目 名	提出戶		確認戶	
1	合併の方式につ		H15. 4.10			
2	合併の期日にこ		H15. 4.10			
	(協議細目)	合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称		H15. 5.23			
4	新自治体の事剤	努所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いは	こついて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目)	財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の	の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設記	計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目)	新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の気	定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の多	委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
1 0	地方税の取扱し	いについて	H15. 6.27	第3回		
	(協議細目)	地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目)	地方税の取扱いについて(その2)	H15.11.28	第8回		
1 1	特別職の職員の	の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
1 2	介護保険事業の	の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
1 3	慣行の取扱いは	こついて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
1 4	各種事務事業の	の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目)	国際交流・広域交流事業の取扱いにつ	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
		いて				
	(協議細目)	広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目)	納税関係事業の取扱いについて	H15.11.28	第8回		
	(協議細目)	消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目)	窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目)	障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目)	児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	商工・観光関係事業の取扱いについて	H15.11.28	第8回		
	(協議細目)	勤労者・消費者関連事業の取扱いにつ	H15.11.28	第8回		
		l17				
	(協議細目)	建設関係事業の取扱いについて	H15.11.28	第8回		

合併協定項目

(その2)

NO .		項	目	名		提出月	日	確認月	日
	(協議細目)	市(町村)	立学村	交の通学区域の	取扱い	H15.10.24	第7回		
		について							
	(協議細目)	学校教育事	業の	収扱いについて		H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	文化振興事	業の	収扱いについて		H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	コミュニラ	一ィ活動	動の取扱いにつ	いて	H15.10.24	第7回		
	(協議細目)	社会教育事	業の	収扱いについて		H15.10.24	第7回		
1 5	条例・規則等の	の取扱いに	ついて			H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
1 6	公共的団体等の	の取扱いに	ついて			H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
1 7	補助金・交付金等の取扱いについて				H15.10.24	第7回			
1 8	使用料、手数料等の取扱いについて			_	H15.11.28	第8回			
1 9	行政区の取扱し	ルについて				H15.11.28	第8回		

協議案第5号

新自治体の名称について (継続協議)

新自治体の名称については、本協議会の前身である仙北北部合併協議会において「新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」との話し合いがなされておりました。

本協議会では、こうした経緯を踏まえながら、第2回の合併協議会からこのことについての協議を開始し、その後継続して協議を行ってまいりました。

これまでの協議により、新自治体の名称の決定方法のうち、公募を行わないことについては、第3回の合併協議会において確認されましたが、名称については、委員から現在の町村名を使う案や、新しい名称の案など、さまざまな提案がなされております。

こうした中、会長及び副会長である田沢湖町、角館町、西木村の三町村長は、合併協議会におけるこれまでの協議を踏まえたうえで、話し合った結果、三町村長一致して、新自治体の名称については、次のとおり提案することにいたしました。

新自治体の名称は、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとする。

新自治体の名称は、そこに住む人たちのものであることを大前提としながらも、「観光 産業を活かした北東北の拠点都市」をめざそうとする田沢湖町、角館町、西木村の三町村 にあっては、いま合併作業を進めている他の地域とは異なり、地理的位置と地域的特性を 全国的にイメージできる名称とすることが極めて重要であると考えます。

この地域には、田沢湖町と西木村にまたがる日本一深い湖「田沢湖」と、歴史と文化に 彩られた「角館」という、既に全国的に広く知られた地名があります。

これらの名称は、この三町村の地域に住む多くの人々が、長い時間をかけ、地道な努力を積み重ねた結果、全国的に認められるに至ったものであり、他に誇るべきこの地域の無形の共有財産と言うことができます。

一方、現在の名称によらない新しい名称とした場合、その名称をもって全国的な知名度を獲得するためには、再び多くの時間と努力を必要とするうえ、その名称が果たして知名度を得られるか否かも不確かなものであることから、新自治体の名称には、地域住民に広く親しまれ、愛されており、全国的に知名度も高い田沢湖・角館という現在の地名を用いた方が適当であると考えます。

さらに、「田沢湖」は日本一の水深を誇る田沢湖をはじめとする周辺一帯の美しい自然 やグリーンツーリズムにより、みちのくの小京都「角館」は武家屋敷をはじめとする歴史・文化資産などにより、それぞれに特色をもつ観光地として知られており、今後、全国有数 の観光地としての地位を確かなものにしていくためには、これまで以上に「田沢湖」と「角館」が渾然一体となったイメージを造り上げていくことが必要と考えられることから、いずれか一方の名称とするよりも、両方の名称を前面に出していくことが最良の選択である と判断しました。

以上の理由により、この地域の豊かな自然や美しさを象徴する、田沢湖町と西木村にまたがる「田沢湖」と、先人から綿綿として受け継がれてきた歴史・文化を象徴する「角館」を連ねた名称が、新自治体にはふさわしいと考えます。

田沢湖・角館・西木地域は、美しい自然環境と伝統文化のなかで、人々がお互いに隣人として親戚として、働き、学び、生活している密接不可分の地域です。

湖と山岳、温泉の田沢湖地区、農林業とグリーンツーリズムの西木地区、歴史と伝統文化の角館地区、この三地区が新自治体のもとに名実共に一つになるために、「田沢湖」と「角館」を連ねた名称とすることを提案いたします。

協議案第6号

新自治体の事務所の位置について(継続協議)

新自治体の事務所の位置については、新自治体の名称と密接な関連があるため、第2回協議会で提案した後、名称が決定するまでは協議を行わないこととしておりました。

今回、田沢湖町、角館町、西木村の三町村長が一致して、新自治体の名称について提案することとなりましたが、名称の協議の中で新自治体の事務所の位置についても検討を行った結果、次のとおり事務所の位置を追加提案することといたしました。

当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田47番地(現西木村役場)とする。 現在の各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とし、分庁舎の役割分担等については、法定協議会において決定するものとする。

住民に対する窓口業務は、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

協議案第10号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 き続き新市の議会議員として在任する。 新市の議会議員定数は 24 人とする。	年法律第6号)第7条第	1 項の規定を適用し、平成 17 年 10 月 31 日まで引

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例(合併特例法第 6 条)を適用 する場合	在任に関する特例(合併特例法第 7 条)を適用 する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職す る。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を 超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議 会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第 93 条第 1 項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第 93 条第 1 項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期 間。
3 定 数	地方自治法第 91 条第 2 項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第 254 条)区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第 91 条第 2 項人口 5 万人未満の市 26 人人口2万人以上の町村 26 人(平成 15 年 1 月 1 日から施行) * 人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。(地方自治法第 254 条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、 地方自治法第 91 条第 2 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 * 合併後の人口が 5 万人未満市、2 万人以上町村 = 26 人 2 倍を超えない範囲 26 人 × 2 = 52 人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 91 条の定数に復帰する。(合併特例法第 6 条第 1 項)	地方自治法第 91 条の定数を超えるときには、 当該数をもって合併市町村の議会の議員定数 とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がす べていなくなったときは、これに応じてその定数 は第 91 条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から 50 日以内 (公職選挙法第 33 条第 3 項)	設置の日から 50 日以内 (公職選挙法第 33 条第 3 項)	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙 (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選 ることができる。(公職選挙法施行令第9条))	を 注法第 15 条第 6 項) 学区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定め	

協議案第11号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	3町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法4市の農業委員会として存続する。その後、一つに統合し、旧町村を区選挙による委員の定数は、20人とする。 各選挙区ごとの委員の定数については、合併時までに調整する。	•	

	田沢湖町	角館町	西木村	計
現在の農業委員会委員	定数 19人 選挙委員 14人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 16人 選挙委員 11人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 15人 選挙委員 10人 選任委員 5人 (農協推薦 1人) (共済推薦 1人) (議会推薦 3人)	定数 50人 選挙委員 35人 選任委員 15人 (農協推薦 3人) (共済推薦 3人) (議会推薦 9人)
委員の定数	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	任期 平成17年7月19日	

農業委員会の委員の任期は、農業委員会制度が発足した昭和 26 年7月に執行された一般選挙以来、3年ごとに任期満了に伴う一般選挙が執行されてきました。 3町村の農業委員会は、委員の総辞職や解散等がなかったため大多数の自治体と同様に、現在の委員の任期は平成 17 年7月 19 日となっています。 これまでの例によると、平成 17 年7月には、第 19 回農業委員会委員の統一選挙が執行されるものと思われます。

農業委員会を設置している自治体の約68%が、3町村農業委員会の委員の任期と同様となっています。(平成14年、第18回統一選挙時)

農業委員会の事務の取扱いについて 農業委員会が行うべき、「農地の競売の買受適格証明」、「耕作証明」、「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者 証明」等の証明発行などの農地法関係の事務の処理については、市町村の合併に伴い農業委員会が一時的に事務を行えないとしても農業委員会が設置 されていることには変わりなく、市町村長部局が当該事務処理をすることは適当でないと解されています。

農業委員会の設置数について新自治体の区域面積が、10万 ha 以上であり、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定(施行令による基準 市町村 の区域面積が24,000ha を超える)により、2以上の農業委員会を置くことができることとなっています。

なお、一の農業委員会の、合併特例法第8条第1項の規定により新設合併の場合は選挙による委員の数は80人を超えられないと規定されていますが、3町村の農業委員会の選挙による委員の数は35人であり全委員が新自治体の農業委員会の選挙による委員となることができます。

農業委員会の選挙による委員の定数について 新自治体における選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定により、30 人以下で条例により定めることになっています。また、選任の委員は、農協推薦1人、共済推薦1人、議会推薦5人以下となっています。 なお、農業委員会等に関する法律第19条の規定により、選挙による委員の定数が20人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりません。

課題等

数及び任期

新
正
農業
委員
員
会の
是
数乃
交 7.7
任
期

区分		選任方法等	定数	任期	根 拠 法 令
新しいまちに 1 つの委員会を	原則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3 条、第7条及び第15条の各第1 項
置〈場合	特例	右記の定数を超えるとき は、合併関係町村の選挙 による委員で互選する	協議により80人を超えず10人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する 法律第8条第1項、第2項
合併前の農業委員会の区域 を引き継ぐ場合	特例	3つの農業委員会委員が そのまま在任	3つの農業委員会委 員定数	それぞれの任期ま での期間	市町村の合併の特例に関する 法律第 34 条第 1 項
合併後に新たに2以上の農 業委員会を設置する場合	特例	右記の定数を超えるときは、合併関係町村の選挙 による委員で互選する	協議により 80 人を超えず 10 人を下らない数(注)	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	市町村の合併の特例に関する 法律第8条第3項

(注)欠員を生じ、又は委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。

協議案第26号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	補助金、交付金等の取扱い 関係項目
	補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整する。
	(1) 3町村で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向け調整する。
調整の内容	(2) 独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績・効果を考慮し、調整する。
	(3) 統廃合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整する。

	現	況 (単位:千円)	
田沢湖町	角館町		西木村

法令根拠

地方自治法(抄)

第232条の2(寄附又は補助)

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金、交付金について

補助金

特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業若しくは研究を育成・助長するために、 法令の規定に基づき交付するもの、 公益上必要があると認られる場合に 予算措置によって交付するものとがあります。

交付金

法令又は条例等により、団体あるいは組合等に対し、地方公共団体の事務を委託している場合に、事務処理の報償として受託団体等に交付するものをいいます。

現況について (別紙資料のとおり)

(対象)

平成15年度予算に計上されている補助金、交付金等のうち、義務的な要素を持つもの(公共施設の維持管理費、加盟団体への年会費等)を除いたもの。 (分類)

事務事業分野ごとに分類し、本数が多いものについてはさらに小分類しています。

各町村で同一・同種のものについては、横並びに記載しています。

(その他)

「補正予定」と記載されているものは、今後の補正により計上を予定しているものです。

協議案第27号

消防防災関係事業の取扱いについて【協定項目23-5】

消防防災関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い 関係項目 消防防災関係事業
調整の内容	1 消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までに検討するものとする。 2 防災関係事業については、新市において調整する。 3 地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 4 その他の消防防災関係事務及び事業については、合併時までに再編する。

	現 況		· 調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	间 <u>走</u> 刀亚
名 称	名 称	名 称	消防団については、各町村の
田沢湖町消防団	角館町消防団	西木村消防団	分団等の組織は現行のとお
1			りとするが、全体の組織編成
組織	組織	組織	等については、合併時までに
分団数 9分団	分団数 8分団		検討するものとする。
条例定数 304 人	条例定数 307人	条例定数 156 人	
実員 278人	実員 261人	実員 124人	
江手中中交往	江手山力交往	江手山力交往	
活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応	活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応	活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応	
(消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・	「消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・	「消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・	
器具点検、火災予防思想の普及)			
品共為人人人人人人人			
		 【西木村役場特設消防隊】	
		日中(勤務時間内)に発生した火災の初期消火	
		と消火活動の後方支援を行う。 隊員 15 名	

	現 況						- 調整方針		
	田沢	湖町			館町		西木村		印り立をノフェー
報	酬(年額)		報	酬 (年額)		報			報酬等については角館町の
	階級	報酬額		階級	報酬額		階級	報酬額	例による。
	団 長	68,000		団 長	80,000		団 長	75,000	
	副団長	48,000		副団長	60,000		副団長	57,000	
	分団長	35,500		分団長	43,000		分団長	43,000	
	副分団長	30,000		副分団長	36,000		副分団長	34,000]
	部 長	24,500		部 長	31,000		部 長	29,000	
	班 長	22,000		班 長	28,000		班 長	26,000]
	団員	20,000		団員	25,000		団員	24,000	
シ 村 目 日	出場(出動)手当等			場(出動)手当等 火災等出動の場合 会議 自動車整備点検	3,000円/回 2,200円/回 23,000円/月	費用弁償については田沢湖 町の例による。			
職員	旅費等 職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。 平成14年度決算額 24,189 千円		職員	職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。		職	費等 員等の旅費に関する急 成 1 4年度決算額	条例第3条に規定する。 8,951 千円	
	成15年度予算額	22,940 千円		成15年度予算額	23,405 千円		成15年度予算額	8,667 千円	

	Į	見況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
防災関係事業	防災行政無線(県総合防災システム〔秋田	防災行政無線(県総合防災システム〔秋田	防災行政無線(県総合防災無線 〔秋田県	
	県防災無線〕 町固定系無線		防災無線〕 固定型 基地局	
	親局1局(遠隔操作3箇所)		1箇所〔役場〕屋外拡声子局	
	と子局69箇所で運用 町		24 箇所、個別受信機各世帯	
	移動系無線 基地局〔役場〕		移動無線 基地局 1 箇所〔役	
	1局、公用車載無線 13台、		場〕、車載型無線装置3台、	
	携帯型無線20台で運用)		携帯型無線装置3台)	
	,	水防倉庫等3(角館消防署、白岩、中川)		
	-	防災施設(避難場所等89箇所)	防災施設(避難場所等28箇所)	
	自主防災組織15(私設消防団13 婦人	自主防災組織9	自主防災組織7(私設消防団7)	
	消防隊2)			
			総合防災訓練	
	田沢湖町防災会議	角館町防災会議	西木村防災会議	
	災害対策本部の設置	災害対策本部の設置	災害対策本部の設置	
	災害時の相互応援支援協定	災害時の相互応援支援協定	災害時の相互応援支援協定	
	雫石・田沢湖山岳遭難防止連絡協議会	<u></u>		
	田沢湖町遭難対策委員会	角館町遭難対策委員会	西木村遭難対策委員会	
		L. (A GENERAL	西木村消防委員会	
		水位観測	水位観測	
	田沢湖町水防委員会	角館町水防協議会	西木村水防委員会	
	亚代 4 4 在床边签55 050 005		五代 4 4 左座 1 答符	
		平成 1 4 年度決算額 228,660 千円	平成 1 4 年度決算額 120,895 千円	
		平成 1 5 年度予算額 232,066 千円	平成 1 5 年度予算額 127.706 千円	
	消防団に係る経費、広域消防負担金、人			
地域防災計画	件費含む 田沢湖町町地域防災計画	 角館町地域防災計画	 西木村地域防災計画	新市において新計画を策定
地場仍炎計画		用館町12039分次計画 角館町防災会議	1	
	田沢湖町防災会議	用皓则 例火云巌 	西木村防災会議	する。 なお、新計画が策定されるま
	 平成 1 4 年度決算額	 平成 1 4 年度決算額	 平成 1 4 年度決算額	なの、新計画が束足されるま での間は、現計画を新市に引
		平成 4 年度沃算額	1	での間は、現計画を新巾に引 き継ぎ運用する。
	平成 1 5 年度予算額 119 千円	十八 3 牛反丁昇祝 0 十円	平成15年度予算額 0千円	○総○進出する。

協議案第28号

障害者福祉事業の取扱いについて【協定項目23-9】

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉
調整の内容	1 障害者福祉事業については、次の区分により調 (1)国又は県等が定める制度については、その (2)国又は県等が定める制度で、各町が独自にを基本に調整する。 (3)各町村が独自に実施している制度又は事業!	要網等に準拠しながら調整する その制度の充実を図っている	事業については、現行のとおり新市に引き継ぐこと

	現	況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	- 調整刀到
身障者手帳交 付等・相談	内容 身体障害者福祉法の各種制度を 利用するための証票として、交付 申請書等を県障害者相談センタ ーへ進達し、身障者手帳を交付す る 利用料 無料	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
身体障害者施 設支援費(更 生訓練費含 む)	内容 施設入所に係る費用の一定額を 支援費として支給する 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて 負担する 平成14年度決算 40,339 千円 平成15年度予算 29,427 千円	同一 平成 1 4 年度決算 22,649 千円 平成 1 5 年度予算 19,207 千円	同一 平成 1 4 年度決算 13,426 千円 平成 1 5 年度予算 21,144 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

				- 調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	一神一神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神
補装具の交付	内容 身体の部分的欠損、機能損傷を直接 的に補うため補装具を交付する	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する			
	平成 1 4 年度決算額 2,074 千円 平成 1 5 年度予算額 2,787 千円	平成 1 4 年度決算額 2,185 千円 平成 1 5 年度予算額 2,830 千円		
日常生活用具 の交付	内容 在宅の重度身体障害者(児)に対す る日常生活の便宜を図るため用具 の給付、貸与を行う 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負 担する	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	平成 1 4 年度決算額 200 千円 平成 1 5 年度予算額 614 千円	平成 1 4 年度決算額 95 千円 平成 1 5 年度予算額 310 千円		
更正医療	内容 身体障害者が日常生活能力又は職 業能力を回復させるために必要な 医療に要する費用を支給する	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負 担する			
	平成 1 4 年度決算額 1,117 千円 平成 1 5 年度予算額 1,129 千円	平成 1 4 年度決算額 2,559 千円 平成 1 5 年度予算額 3,660 千円		

				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	间笼刀却
居宅支援費 (デイ、ショート、居宅介護)	内容 身体障害者が居宅支援を受ける際 の利用費を支援費として支給する	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する			
	平成 1 4 年度決算額 256 千円 平成 1 4 年度決算額は社会福祉協議会への委託金 平成 1 5 年度予算額 417 千円	平成 1 5 年度予算額 3,758 千円	平成 1 4 年度決算額 354 千円 平成 1 5 年度予算額 1,614 千円	
社会参加促進事業(自動車改造、免許取得)	内容 重度身体障害者の社会復帰の促進 を図り、その福祉増進に資するため 助成を行う 支給額 県負担で上限が100,000円 県事業の窓口取り次ぎ業務である ため、予算決算なし	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
住宅整備資金 貸付	内容 身体障害者又は身体障害者と同居 する家族が障害者むけに居室等を 増改築する場合に、その整備のため の貸付を行う 貸付額 上限1,500千円	田沢湖町と同一	なし	田沢湖町、角館町の例による。
	平成 1 4 年度決算額 0 千円 平成 1 5 年度予算額 3,000 千円	平成14年度決算額 1,500千円 平成15年度予算額 3,000千円		

	現	況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神雀刀如
バリアフリー 化支援事業	サービスの内容 重度身体障害者の日常生活を容易 にするための住宅の改造並びに整 備に対し補助をする。 支援費 上限 500千円	なし	サービスの内容 住宅のバリアフリー化を望む身 体障害者に対しその整備を行う ための支援を行う 支援費 上限 500千円	田沢湖町、西木村の例による。
	平成 1 5 年度予算額 1,000 千円		平成 1 5 年度予算額 320 千円	
知的障害者療育手帳交付· 相談等	内容 知的障害のある者が療育手帳の交付を受けることにより、各種援助措置を受けることができる 利用料 無料	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
知的障害者施 設支援費	内容 知的障害者施設入所に係る調査利 用料と医療費の支援を行う 利用料 利用者と扶養義務者の収入状況に 応じ費用負担がある 平成14年度決算額 0千円	同一 平成 1 4 年度決算額 0 千円	同一 平成 1 5 年度から事業実施 平成 1 4 年度決算額 - 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
		平成 1 4 年度決算額 0 千円 平成 1 5 年度予算額 41,142 千円	平成14年度決算額 - 千円平成15年度予算額 32,784千円	

	調整方針			
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	₩ <u>11</u> 2./J ⊻
知的障害者グ ループホーム 支援費	共同生活を営むのに支障のない知的 障害者の施設入所を支援する 支援費	同一	同一 平成15年度から事業実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	利用者と扶養義務者の収入状況に応 じ費用負担がある 知的障害者居宅生活支援費に含まれ る	平成 1 4 年度決算額 0 千円 平成 1 5 年度予算額 1,348 千円	平成 1 4 年度決算額 - 千円 平成 1 5 年度予算額 0 千円	
知的障害者居 宅支援費(デ イ、ショート、 居宅介護費) グループホー ム(地域生活 援助支援費)	サービスの内容 知的障害者がデイ、ショート、ヘル パー、グループホームを利用する場 合、居宅支援費受給者証を発行し支 援費を支給する	一千成 I 5 年度 7 算額 I,346 千円 同一	平成 1 5 年度 7 算額 0 千円	田沢湖町の例による。
	平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 1,825千円 (うちグループホーム分 1,617千円)	平成 1 4 年度決算 0 千円 平成 1 5 年度予算 0 千円	平成 1 4 年度決算 0 千円 平成 1 5 年度予算 511 千円	
福祉作業所 (負担金)	内容 「仙北北部ふれあいセンターにじ」 において作業、生活訓練並びに交流活動を行い、心身障害者の自立と社会生活能力の向上を図る 利用料 本人、扶養義務者の収入状況に応じて一部費用負担あり	同一	同一	現行のとおり新市に引き継く
	 平成 1 4 年度決算 974 千円 平成 1 5 年度予算 987 千円	 平成 1 4 年度決算 1,775 千円 平成 1 5 年度予算 1,898 千円	平成 1 4 年度決算 553 千円 平成 1 5 年度予算 526 千円	

	現	現 況					
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針			
精神障害者手 帳、医療券、 相談	内容 精神障害者の自立と社会復帰を促進 するため手帳を発行し福祉サービス を行う 通院医療費は公費負担である	同一 実施機関は健康管理センター	同一	合併時に統合する。			
精神障害者短期入所	内容 精神障害者の居宅での介護が一時的に困難となった場合、生活訓練施設等に短期入所の措置を行う利用料 本人、扶養義務者の収入状況に応じて費用負針の食物相当額(利用料)を運営は飲食物相当額(利用料)を運営はなりをである。 0 千円 中の名 1 5 年度 99 千円 内容 特神で表の事 99 千円 内容 特神であるし、食事の介 時間をした。 1 5 年度 りゅう 1 5	可一 平成 1 4 年度決算 0 千円 平成 1 5 年度予算 160 千円 同一	平成 1 4 年度決算 0 千円 平成 1 5 年度予算 259 千円 同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。			
	負担あり 平成 1 4 年度決算 18 千円 平成 1 5 年度予算 306 千円	平成 1 4 年度決算 0 千円 平成 1 5 年度予算 150 千円	平成 1 4 年度決算 478 千円 平成 1 5 年度予算 737 千円				

		現		況			≐田 本ケ ナ ◇↓
事務事業名	田沢湖町		角館町		西木村		調整方針
精神障害者作業所		25 千円 25 千円	サービスの内容 家庭及び病院 まで を で で で で で で で で で で で で で で で で で	社会復帰を 館さくらの 官さくら共同 所方式によ	負担金を拠出している 平成 1 4年度決算 平成 1 5年度予算	267 千円 268 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第29号

児童福祉事業の取扱いについて【協定項目23-11】

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉
調整の内容	児童福祉事業については、次の区分により調整する (1) 国又は県等が定める制度については、その (2) 各町村が独自に実施している制度又は事業	要綱等に準拠しながら調整で	

	目体的お钮敷文法			
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	具体的な調整方法
災害遺児愛護会	内容	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	災害遺児となる児童が発生した			
	場合、(財)秋田県災害遺児愛護			
	会から支給される激励金、見舞			
	金、入学卒業の祝い金の支給事			
	務を行う			
	事務局は秋田県災害遺児愛護会			
	であり町村は進達事務を行う			
母子・父子家庭児	内容	田沢湖町と同一	田沢湖町と同一であるが、村単独	田沢湖町、角館町の例による。
童祝金支給	母子・父子家庭の児童で、小・		嵩上げ分として該当世帯の子弟の	
	中・高等学校に入学した場合や、		中学校卒業時に 5,000 円分の図書	
	就職した者に対して経済的負担		券を支給している	
	軽減、児童等の健全育成を図る			
	ため祝い金を支給する			
	金額 小学校入学時 5,000円			
	中学校入学時 8,000円			
	高等学校入学時 10,000円			
	就職時 10,000円			
			村単独分	
	県支給の祝い金を町村経由で支		平成14年度決算 70千円	
	給するため町村の予算措置なし		平成 1 5 年度予算 48 千円	

	現	況		具体的な調整方法
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	共体的な制定力/広
母子及び寡婦福 祉資金貸付制度	内容 母子家庭及び寡婦の経済的自立 と生活の安定、子供の福祉向上 を図るため、無利子又は低利子 で資金貸付を行う。町村が申請 受付窓口となり県へ進達する	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
放課後児童対策	内容 児童が帰宅しても両親や保護者が就労の関係で自宅にいない場合、小学校の空き教室を使用し、1年生から3年生を対象に帰宅のバス時間待ちなどの対応をする。世話人(各学校長)指導員各2名が指導、助言を行う。田沢湖町は教育委員会の所管である 平成14年度決算額4,002千円平成15年度予算額4,134千円	委員会とに分かれている。中川 小学校の該当児童は当該地区の 児童館において児童厚生員が対 応しており(福祉課) 東、西小 学校の該当児童は空き教室にお	なし	田沢湖町の例により統合する。
児童遊園地	内容 町内22カ所の児童遊園地、施設の管理を行い、児童の安全な遊び場を確保する 平成14年度決算 908千円 平成15年度予算 829千円	なし	なし	田沢湖町部分については存続する。

協議案第30号

生活保護事業の取扱いについて【協定項目23-13】

生活保護事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	生活保護事業	
調整の内容	生活保護事業については、新市において福祉事務 拠しながら実施する。	8所を設置し、国又は県等 が 定	置める各種の制度について、	その法令・要綱等に準

現り、大学では、クロス・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	
事務事業名	
生活保護 内容 憲法が保障するところの「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するため、生活保護法の規定 に基づき生活扶助、教育扶助、など7種の扶助(保護)を行う。 現在3町村の保護費の総額は平成14年度決算では約600,000千円となっている。	を設置

協議案第31号

市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて 【協定項目23-23】

市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	市(町村)立学校の通学区域
調整の内容	学校の通学区域については、現行のとおりとする。		

	現					
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針		
小中学校の通学	小学校 (平成15年度当初)	小学校 (平成15年度当初)	小学校 (平成15年度当初)	現行のとおり新市に引き継ぐ。		
区域	学校数 3 校	学校数 5 校	学校数 3 校	当面現行のとおりとするが、		
	学級数 27 学級	学級数 33 学級	学級数 17 学級	児童・生徒数などの動向を踏		
	児童数 579 人(区域外児童5人)	児童数 682 人(区域外児童19人)	児童数 279 人(区域外児童0人)	まえ通学区域の見直しを行う。		
	1)田沢小学校(建築年S55)	1)角館西小学校(建築年S51)	】 1)西明寺小学校(建築年S46)			
	通学区域 春山を除く田沢地区	通学区域 雲然·角館町内一部地区	通学区域 西明寺・上荒井・小渕野・			
	平成16年度生保内小と統合	2)角館東小学校(建築年S55)	西荒井·門屋·小山田·下桧			
	2)生保内小学校(建築年S54)	通学区域 角館町内一部地区	木内字相内潟地区			
	通学区域 春山·潟·刺巻·生保内地区	3)中川小学校(建築年H6)	2)桧木内小学校(建築年H8)			
	3)神代小学校(建築年S39)	通学区域 中川地区	通学区域 相内潟を除く下桧木内地区			
	通学区域 神代地区	4)西長野小学校(建築年H4)	3)上桧木内小学校(建築年554)			
		通学区域 西長野地区	通学区域 上桧木内地区			
	中学校(平成15年度当初)	5)白岩小学校(建築年H8)				
	学校数 3 校	通学区域 白岩地区	中学校(平成15年度当初)			
	学級数 14 学級		学校数 2校			
	生徒数 346 人(区域外生徒5人)	中学校(平成15年度当初)	学級数 6 学級			
		学校数 1 校	生徒数 145 人(区域外生徒4人)			
	1)田沢中学校(建築年S57)	学級数 12 学級				
	通学区域 春山を除く田沢地区	生徒数 403 人(区域外生徒2人)	1)西明寺中学校(建築年555)			
	平成16年度生保内中と統合		通学区域 西明寺・上荒井・小渕野・			
	2)生保内中学校(建築年S61)	1)角館中学校(建築年561)	西荒井·門屋·小山田·下桧			
	通学区域 春山·潟·刺巻生保内地区	通学区域 町内全域	木内字相内潟地区			
	3)神代中学校(建築年S55)		2)桧木内中学校(建築年556)			
	通学区域 神代地区		通学区域 上下桧木内地区			

協議案第32号

学校教育事業の取扱いについて【協定項目23-24】

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業	
	学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向	上や施設の整備に努め	り、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。	
	1)現行のとおり新市に引き継ぐもの			
調整の内容	2)合併時までに調整するもの			
	3)新市において調整するもの			

現 況							調整方針	
事務事業名	田沢河	胡町		角館	町		西木村	- 神登刀却
学校給食の実施	田沢湖町学校給食	センター	角館町学村	校給食セン	ノター	西木村学校	を給食センター	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	(給食費)		(給食費)			(給食費)		給食費については、新市にお
	·小学校 265P]/食	·小学校	275円	/食	·小学校	260円/食	いて、出来るだけ負担の少ない
	·中学校 295P]/食	·中学校	310円	/食	·中学校	295円/食	料金の統一に向け調整を行う。
	(給食形態)		(給食形態)			(給食形態)		給食センターの運営について
	・パン 水曜日		・パン	月曜日		・パン	月曜日	は、給食サービスの一層の充
	·米飯 月、火、:	木、金曜日	·米飯	火、水、	金曜日	·米飯	火、水、木曜日	実を図る効率化に向けた調整
	(給食費の徴収方法)		・その他	木曜日		・その他	金曜日	を新市において行う。
	·PTA地域給食役員か	「集金~金融機関	(給食費の徴	(収方法)		(給食費の集会	金方法)	
	(材料費以外の運営費	:)	·PTA地域給	合食員が集	金~金融機関	・各家庭から学	学校が集金~金融機関	
	·H14決算 68,195	千円	(材料費以外	の運営費)	(材料費以外)	の運営費)	
	·H15予算 66,603	千円	·H14決算	48,305	千円	·H14決算 2	7,670千円(幼稚園分含む)	
			·H15予算	33,671	千円(補正後)	·H15予算 2	7,919千円(幼稚園分含む)	
遠距離通学対策		学補助事業		遠距離通	学補助事業	該当なし		合併時に再編する。
	目的	\Z\ \'\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	目的		7 ULE: 1, 5, 72 W 1			小学校は、基本的に4km以上
	幼稚園、小中学校に				3地区から通学する			中学校は6km以上を全額補助
	園児、児童、生徒に対	して理学補助する。		•	期代全額を支給。			対象とし、既存制度は新市に
	平成14年度実績 種別 対象人数	 補助額(円)	平成14年 種別 対	及美額 象人数	補助額(円)			おいて存続する。
		509,240円		多人致	T用以(口)			
	幼稚園 10人 小学校 93人	3,581,960円		54人	207,430円			
	小子校 93人 中学校 9人	1,055,760円		47人	761,840円			
	計 112人	5,146,960円		101人	969,270円	4		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			1,132,000円			
		5,910,000円	·平成15年度		1,393,000円			

要綱に定める地区より通学する生徒に対 とし、全中学校を対象とする。 し、原則として1学年時の自転車購入に対 補助金の限度額については、		現					
目的	事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	· 神登刀刺		
	事務事業名	該当なし	事業名 通学用自転車購入補助事業 目的 要綱に定める地区より通学する生徒に対 し、原則として1学年時の自転車購入に対 して補助し、保護者の負担を軽減する。 対象者 角館中学校に入学する新1年生で通学 距離が7km以上の生徒 補助内容・一般世帯 実費1/2(上限19,000円)・保護世帯 実費2/2(上限38,000円) 事業実績 事業年度 区 分 対象人数 補助額(円) 平成14年度	事業名 スクールバス事業 設置の趣旨 文部科学省へき地教育振興対策として 西明寺小学校潟野分校、同潟尻分校、桧 木内小学校相内潟分校及び西明寺中学校潟尻分校、上桧木内小学校戸沢分校、上桧木内小学校戸沢分校、上桧木内中学校の統合計画に基づく、児童生徒の通学用バスとして設置するほか、教育委員会の認める教育振興に必要な学童の輸送を行う。 運営費・H14決算 4,266,262円・H15予算 4,272,000円	角館町の例による。 新市において、同基準を基本とし、全中学校を対象とする。 補助金の限度額については、 合併時までに現状を調査し、適 正な額を設定する。		

		調整方針		
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神罡力到
事務事業名 放課後児童対策 事業	目的 保護者等の就労関係により児童が帰宅しても留守がちな家庭や帰宅バス時間待ちの児童を対象に開設している。 開設時間 放課後から午後5時まで 開設場所・名称 ・生保内小 白樺学級・神代小 ポプラ学園 対象児童 小学校1年生から3年生までの児童 運営費 4,002,494円 ・H14決算 4,002,494円 内県補助金 2,652,000円	目的 昼間仕事などの都合で家庭に保護者のいない小学校低学年児童を対象に、保護者が帰宅するまでの間、家庭と連携を図りながら、児童の保護及び遊びを主とする健全育成活動を行う。 開設時間 午後6時まで開設場所、名称・角館西小 どんぐりなかよしクラブ対象児童 角館東及び西小学校1年生から3年生運営費(H14決算) 1,326,000円・H14決算 1,326,000円	該当なし	田沢湖町の例による。 学校単位での取り組みが望ましく、制度の内容については、 合併時までに調整し統一する。
冬期スクールパス運行事業	H15予算 4,134,000円 目的 冬期における神代幼小の通学通園困難を解消するため運行する。 通行区間 ・神代西部地区(大型車両) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・H15予算 1,523,000円 該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。

	現	況		细数子处
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
奨学金貸付事業	目的 大学・短大・専門学校・高校に進学及び 在学する者で、優秀で経済的理由によって 就学が困難な者に対して奨学金を貸付、 有能な人材を育成する。 貸付金概要	角館町育英会が運営(参考) 目的 角館町住民の子弟で、貸与を受けようと する者が、高等学校以上に入学又は在学 し、学術優秀、品行方正及び身体強健で あって、且つ学資の支弁が困難と認められ	目的 心身共に健康で学業成績優秀な者が上 級学校に在学する場合において、経済的 理由で修学困難な者に対して奨学資金と して貸付、有用な人材を育成する。 貸付資金概要	既貸付金については、各町村
	・高校生 月額 12,000円 ・短大、専門学校 月額 35,000円 ・国公立大学 月額 35,000円 ・私立大学 月額 40,000円 横選 ・貸付金無利子で、卒業した翌月から 10年間で償還する。 ・卒業後、町内に在住する人は、5年間 償還を猶予する。 事業実績(新規分 年額) 平成14年度 高校生 144,000 2人 短大・専門 420,000 9人 国公立大学 420,000 9人 コ公立大学 420,000 3人 ・H15予算 14,148千円(一般会計)	た者に奨字金を負与する。 貸付金概要 ・高等学校奨学生 月額20,000円以内・大学生奨学生 (短大、専門学校、大学院含む。) 月額30,000円以内 償還 ・卒業後、貸与期間(標準修学年限)の 終了した翌月から10年以内(無利子) 事業実績(新規分 年額) 平成14年度 高等学校 240,000 1人 大学生等 360,000 7人 平成15年度は10人程度の貸付見込	・短大、専門学校、大学、大学院 年額40万円の範囲内 償還 ・償還期間は、貸付期間の二を乗じた年 以内の期間を任意に設定することができる。 ・卒業後、村内に在住することになった 場合は、5年を限度に償還を据置、償 還期間を延長することができる。 事業実績(新規分 年額) 平成14年度 大学生等 40万円 3人 ・H15予算 4,000千円(一般会計)	
教育相談員の設置	事業目的 学校教育に関する相談指導業務の充実 を図り、適正な教育を進める。 業務内容 相談員は、学校における教育相談、児童 生徒に係る家庭教育などの相談業務を行う。 事業費(平成14年度) ・H14決算 1,200,000円 報酬 100千円×12ヶ月=1,200千円 ・H15予算 1,200,000円	該当なし	該当なし	田沢湖町の例とする。 合併時に新市全域を対象と する。

	現	況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	· 神登刀刺
スクール	事業目的	事業目的	該当なし	田沢湖町・角館町の例とする。
カウンセラー設置	児童生徒の臨床心理に関して高度に専	児童生徒の臨床心理に関して高度に専		制度を存続し、新市全域を対
	門的な知識、経験を有する「スクールカウ	門的な知識、経験を有する「スクールカウ		象に事業を拡大する。
	ンセラー」を活用し、児童生徒の問題行動	ンセラー」を活用し、児童生徒の問題行動		
	や悩み、相談等の解決に資するとともに、	や悩み、問題等の解決に資するとともに、		
	教師、保護者への指導、援助等を行う。	教師、保護者への指導、援助等を行う。		
	概要	概要		
	児童生徒が抱える多様な悩みや相談、	児童生徒が抱える多様な悩みや相談、		
	不登校等の問題行動等について、専門的	不登校、暴力行為の問題行動等について		
	立場から生徒、教師、保護者のカウンセリ	専門的立場から生徒、教師、保護者のカ		
	ングを週2回行い、指導、助言、援助する。	ウンセリングを行い、指導、助言、援助す		
	配置	ప .		
	神代中学校に拠点式で配置している。	配置		
	事業費	角館中学校を拠点とする。		
	H14(内報酬額) 2,166,000円	事業費		
	·臨床心理士 6,000 / 時	(H14実績) 相談件数 9件		
	·上記以外 3,000 / 時	相談延べ人数 26人		
	相談回数 75回	·H14決算 60,000円		
	相談件数 440件	·H15予算 60,000円		
	·H14決算 2,588,407円			
	·H15予算 2,810,000円			
育英寮田沢湖会	目的	該当なし	該当なし	田沢湖町の例による。
館の管理運営	田沢湖町住民の子弟に対し、その就学			新市全体を対象に運営を存
	を援助するため宿舎を提供し、共同生活			続する。
	を通して人間形成を図る。			
	会館の位置及び収容人員			
	·位置:秋田市千秋明徳町4番51号			
	·収容人員:9名以内			
	会館の管理 教育委員会			
	運営費(工事費を除く)			
	H14決算 3,938,816円			
	H15予算 3,962,000円			

協議案第33号

文化振興事業の取扱いについて【協定項目23-25】

文化振興事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	文化振興事業
調整の内容	文化振興関係事務及び事業については、同一又は類似する事(1)現行のとおり新市に引き継ぐもの。(2)合併時までに調整するもの。(3)新市において調整するもの。	事業の統合若しくは再 続	編を基本に、次の区分により調整する。

	現	況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神雀刀刺
活動成果の発表会	事業内容	事業内容	事務内容	現行のとおり新市に引き継ぐ
	生保内地区で開催する文化祭において、	産業文化祭において文化部門の展示を	にしき祭での生涯学習成果の発表(作	
	活動成果を発表する。(産業祭隔年同時開	行っている。	品展示)生涯学習の成果を随時紹介する	
	催)また、公民館講座及びサークル活動の		場として、機会ある毎に各施設を利用して	
	実践発表会として「生涯学習推進の集い」		展示発表する。	
	を開催している。	開催時期	開催時期	
	開催時期	10月下旬	毎年10月最終土日曜日	
	文化祭:10月下旬から11月初旬			
	生涯学習推進の集い:2月下旬	主催者	主催者	
	主催者	角館町産業文化祭実行委員会	にしき祭実行委員会	
	文化祭∶田沢湖町芸術文化協会	運営費	運営費	
	生涯学習推進の集い:教育委員会	·H14決算(教委負担分) 150,000円	·H14決算(教委負担分) 150,000円	
	運営費(生涯学習推進の集い)	·H15予算(教委負担分) 150,000円	·H15予算(教委負担分) 150,000円	
	·H14決算 78,000円			
	·H15予算 96,000円			
文化財保護審議会	目的	目的	目的	合併時に再編する。
	教育委員会の諮問に応じて、文化財の	町内にある文化財につき、教育委員会	審議会は、委員会の諮問に応じて、調	報酬については、類似規模
	保存及び活用に関する重要事項につい	の諮問に応じて専門的見地から建議を行	査若しくは審議し、必要と認める事項を	体などを基準にする。
	て調査審議し、これらの事項に関して建	う。	建議する。	委員の数については、各分
	議を行うために審議会を置く。	概要	概要	地域性などを踏まえた委員設
	概要	11名以内の任期2年の文化財保護審	審議会は、委員10名以内、任期は4年	置を行う。
	審議会は委員6人以内で組織し、学識	議委員を任命し、審議会は、教育委員会	の教育委員会が任命する。	任期については、西木村の
	経験者及び関係行政機関のうちから教育	の諮問に応じて専門的見地から建議を		とする。
	委員会が任命し、任期は2年とする。	行う。		

#	現				調整方針
施設概要 開館・・・・昭和45年4月 施設展示面積・・・第1展示室227㎡ 第2展示室311㎡ 展示内容 国指定民俗資料田沢湖の丸木船、国籍 (標本)、田沢湖の漁労具 狩猟具(マクギ)、町内遺跡出土品、生活用品、約10、000点を限示 運営費	事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神経 力到
開館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	歷史民俗史料館	名称 田沢湖町郷土史料館	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 施設展示面積・・第1展示室227㎡ 第2展示室311㎡ 展示内容 画指定民俗資料田沢湖の丸木館、国贈 (標本)、田沢湖の漁労具、狩猟具(マタ ギ)、町内遺跡出土品、生活用品、 約10,000点を展示 運営費 ・H14決算 4,005,000円 ・H15予算 3,593,000円 該当なし 名称 角館町平福記念美術館 目的 町民の芸術文化の振興と向上に資する ために設置する。 施設機要・・開館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	運営業務	施設概要			
第2展示室311㎡ 展示内容 国指定民俗資料田沢湖の丸木船、国籍 (標本)、田沢湖の漁労具・狩猟具(マク ギ)、町内遺跡出土品、生活用品、 約10,000点を展示 運営費 ・H15予算 3,593,000円 競当なし 名称 角館町平福記念美術館 自的 町民の芸術文化の振興と向上に資する ために設置する。 施設概要 ・開館・・・昭和63年4月29日 ・施設規模・・・敷地面積 10,024㎡ 展示面積 432㎡ 運床面積 1,451㎡ 展示面積 432㎡ 運営費 ・H14決算 39,284,000円 ・H15予算 36,995,000円 ・TTP 編纂 ・TU 8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。 「現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。 「現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引 の在庫販売を行っている。 「現在は、原和55年終了、 西木村郷土誌網第は、昭和55年終了、 西木村郷土誌網第は、昭和55年終了、 西木村郷土誌(昭名68)は、平成12年に 終了し、現在も在庫があり購入希望者に		·開館····昭和45年4月			
展示内容		·施設展示面積···第1展示室227㎡			
国指定民俗資料田沢湖の丸木船、国鰤 (標本)、田沢湖の海労具、狩猟具(マタ ギ)、町内遺跡出土品、生活用品、 約10,000点を展示 運営費 ・H14決算 4,005,000円 ・H15予算 3,593,000円 整当なし		第2展示室311m ²			
(標本)、田沢湖の漁労具、狩猟具(マタ ギ)、町内遺跡出土品、生活用品、 約10,000点を展示 運営費 ・H14決算 4,005,000円 ・H15予算 3,593,000円 養術館維持管理 業務		展示内容			
#)、町内遺跡出土品、生活用品、約10,000点を展示 運営費		国指定民俗資料田沢湖の丸木船、国鱒			
#		(標本)、田沢湖の漁労具、狩猟具(マタ			
通営費		ギ)、町内遺跡出土品、生活用品、			
・H14決算 4,005,000円		約10,000点を展示			
大田15予算 3,593,000円 名称 角館町平福記念美術館 目的 現行のとおり新市に引き継ぐ		運営費			
接称館維持管理 該当なし		·H14決算 4,005,000円			
接称館維持管理 該当なし		·H15予算 3,593,000円			
町民の芸術文化の振興と向上に資する ために設置する。 施設概要 ・開館・・・・昭和63年4月29日 ・施設規模・・・敷地面積 10,024㎡ 延床面積 1,451㎡ 展示面積 432㎡ 運営費 ・H14決算 39,284,000円 ・H15予算 36,995,000円 市町村史編纂に 関すること 町史編纂 平成8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。 町史編纂 の在庫販売を行っている。 「現在は、「角館誌,全11巻、別巻、索引 の本・対郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西本村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西本村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西本村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西本村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西本村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西本村郷土は一部、日本村郷土は一本・日本村郷土は一本・日本村郷土は一部、日本村郷土は一本・日本・日本村郷土は一本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本	美術館維持管理		名称 角館町平福記念美術館	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
ために設置する。 施設概要 ・開館・・・昭和63年4月29日 ・施設規模・・・敷地面積 10,024㎡ 延床面積 1,451㎡ 展示面積 432㎡ 運営費 ・H14決算 39,284,000円 ・H15予算 36,995,000円 市町村史編纂に 関すること 町史編纂 平成8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。 おのを事販売を行っている。 おのを事販売を行っている。 ために設置する。 施設概要 ・開館・・・昭和63年4月29日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務		目的		
施設概要 ・開館・・・・昭和63年4月29日 ・開館・・・・・ 昭和63年4月29日 ・施設規模・・・敷地面積 10,024㎡			町民の芸術文化の振興と向上に資する		
市町村史編纂に 関すること 町史編纂 平成8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。 町史編纂 昭和60年で編纂作業終了 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引 の在庫販売を行っている。 村史編纂 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に終了し、現在も在庫があり購入希望者に			ために設置する。		
市町村史編纂に 町史編纂			施設概要		
延床面積 1,451㎡ 展示面積 432㎡ 432㎡ 運営費 ・H14決算 39,284,000円 ・H15予算 36,995,000円 村史編纂 専門村史編纂に 関すること 町史編纂 平成8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。 町史編纂 昭和60年で編纂作業終了 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引 の在庫販売を行っている。 村史編纂 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、 西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に 終了し、現在も在庫があり購入希望者に			·開館····昭和63年4月29日		
展示面積 432㎡			·施設規模···敷地面積 10,024㎡		
市町村史編纂に 関すること町史編纂 平成8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。町史編纂 昭和60年で編纂作業終了 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引の在庫販売を行っている。村史編纂 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に 終了し、現在も在庫があり購入希望者に			延床面積 1,451m²		
市町村史編纂に 町史編纂 町史編纂 町史編纂 村史編纂 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と販売を行っている。 町田和60年で編纂作業終了 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に終了し、現在も在庫があり購入希望者に			展示面積 432㎡		
市町村史編纂に 町史編纂 町史編纂 村史編纂 現行のとおり新市に引き継ぐ。 関すること 平成8年度で編纂作業終了 昭和60年で編纂作業終了 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に販売を行っている。 西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に終了し、現在も在庫があり購入希望者に			運営費		
市町村史編纂に 関すること町史編纂 平成8年度で編纂作業終了 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 販売を行っている。町史編纂 昭和60年で編纂作業終了 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引 の在庫販売を行っている。村史編纂 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、 西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に 終了し、現在も在庫があり購入希望者に			·H14決算 39,284,000円		
関すること 平成8年度で編纂作業終了 昭和60年で編纂作業終了 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引 西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に			·H15予算 36,995,000円		
現在は、新田沢湖史と資料編の保管と 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引 西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に 終了し、現在も在庫があり購入希望者に	市町村史編纂に	町史編纂		村史編纂	現行のとおり新市に引き継ぐ。
販売を行っている。 の在庫販売を行っている。 終了し、現在も在庫があり購入希望者に	関すること	平成8年度で編纂作業終了	昭和60年で編纂作業終了	西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、	
		現在は、新田沢湖史と資料編の保管と	現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引	西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に	
販売を行っている。		販売を行っている。	の在庫販売を行っている。	終了し、現在も在庫があり購入希望者に	
				販売を行っている。	

協議案第34号

コミュニティ活動の取扱いについて【協定項目23-26】

コミュニティ活動の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	コミュニティ活動について
調整の内容	コミュニティ活動については、新市において存続する。		

	現			
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	– 調整方針
コミュニティ活動に	主な地区の活動内容	主な地区の活動内容	主な地区の活動内容	現行のとおり新市に引き継ぐ。
ついて	名称	名称	名称	各地域が独自に行っている
	・田沢地区コミュニティ推進協議会	·中川地区住民運動会	·上桧木内地区村民大運動会	コミュニティ活動については、引
	目的	·白岩地区大運動会	·桧木内地区村民大運動会	き続き支援できるよう調整を行
	・地区住民生活の安定と協調、融和を	目的	·西明寺地区住民大運動会	う。
	図り、豊かな日常生活を創造する。	・地域住民相互の親睦	目的	
	事業内容	活動内容	・地域住民の健康保持・増進と親睦	
	・地区運動会の開催など	・地区住民運動会の実施など	活動内容	
	町補助金 200,000円(H15予算)	町補助金	・地区住民の運動会の開催など	
		各協議会 50,000円(H15予算)	村補助金	
			各実行委員会に50,000円助成	

協議案第35号

社会教育事業の取扱いについて【協定項目23-27】

社会教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
	社会教育関係事務及び事業については、次の区分により調整 (1)現行のとおり新市に引き継ぐもの。	する。	
調整の内容	(2)合併時までに調整するもの。		
	(3)新市において調整するもの。		

新報報		現 況			調整方針
生涯学習の情報紙として年6回、町全戸に配布。 ***********************************	事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	- 調整力型 -
に配布, 標に、年2回「玲瓏,を発行。 する各種生涯学習講座・サークル活動を 行っている団体などの紹介、各事業の紹介、A 事業の紹介、	広報紙発行業務	概要	概要	概要	合併時に再編する。
発行時期 2、4、6、8、10、12月下旬発行 町の広報紙と一緒に配布 野行部数(6回) 4、100部 発行部数(6回) 4、100部 発行部数(6回) 4、100部 ・H14決算 450、000円 ・H15予算 450、000円 ・H15予算 450、000円 ・H15予算 50、000円 ・H15予算 50、000円 ・ H15予算 実績額を負担按分 ・ H14決算 60、000円 ・ H15予算 実績額を負担按分 ・ H14決算 662、000円 ・ H14決算 662、000円 ・ H14決算 662、000円		生涯学習の情報紙として年6回、町全戸	生涯学習の輪が全町に広がることを目	村広報を利用して、生涯学習課が管理	基本的に毎月発行する方向
発行時期 2、4、6、8、10、12月下旬発行 町の広報紙と一緒に配布 発行部数(2回) 5,100部 発行部数(2回) 5,100部 発行部数(2回) 5,100部 発行部数(2回) 5,100部 ・H14決算 450,000円 ・H15予算 450,000円 ・H15予算 450,000円 ・H15予算 450,000円 ・H15予算 50,000円 ・H15予算 20歳の村民・村出身者を対象として 対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 ・対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H1決算 40,000円 ・H1決算 662,000円 ・H1決算 662,000円 ・H1決算 662,000円 ・H1決算 662,000円		に配布。	標に、年2回「玲瓏」を発行。	する各種生涯学習講座・サークル活動を	で再編する。
2、4、6、8、10、12月下旬発行 町の広報紙と一緒に配布 9月及び3月 町の広報紙と一緒に配布 全戸配布し周知を図る。 発行部数(6回) 4,100部 発行部数(2回) 5,100部 ・H14決算 450,000円 ・H15予算 450,000円 ・H14決算 60,000円 ・H15予算 50,000円 ・H14決算 負担按分120,000円 ・H15予算 実績額を負担按分 成人式 概要 田沢地区、生保内地区、神代地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 概要 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として新成人を祝う式典を開催する。 満20歳の村民・村出身者を対象として新成人を祝う式典を開催する。の開催に向け調整を行う。 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月15日ウリオンで開催 対象者 当該年20歳~21歳 対象者 当該年19歳~20歳 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H14決算 662,000円				行っている団体などの紹介、各事業の紹	
町の広報紙と一緒に配布 発行部数(6回) 4,100部 発行部数(2回) 5,100部 ・H14決算 450,000円 ・H15予算 450,000円 ・H15予算 450,000円 ・H15予算 50,000円 ・H15予算 実績額を負担按分 ・ H14決算 負担按分120,000円 ・H15予算 実績額を負担按分 ・ H14決算 負担按分 ・ H14決算 負担按分 ・ H14決算 実績額を負担按分 ・ H14決算 実績額を負担按分 ・ M要 年度内に満20歳を迎える町民・町出身 満20歳の村民・村出身者を対象として対象者を統一し、同一会場で対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 ・ 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 ・ 対象者 当該年20歳~21歳 ・ 対象者 当該年20歳~21歳 ・ 対象者 当該年20歳~21歳 ・ H14決算 530,000円 ・ H14決算 662,000円		発行時期	発行時期	介を生涯学習報「えがお」として、月1回	
発行部数(6回) 4,100部		2、4、6、8、10、12月下旬発行	9月及び3月	全戸配布し周知を図る。	
発行部数(6回) 4,100部 発行部数(2回) 5,100部		町の広報紙と一緒に配布	町の広報紙と一緒に配布		
成人式 概要 田沢地区、生保内地区、神代地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 概要 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 概要 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 田沢湖町・西木村の例とする、対象者を統一し、同一会場で、対象者を統一し、同一会場で、新成人を祝う式典を開催する。 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月14日角館町広域交流センター 対象者 当該年20歳~21歳 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月16日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月16日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月16日町民会館で実施 対象者 当該年20歳~21歳 対象者 当該年20歳~21歳 ・出14決算 530,000円 ・出4決算 40,000円 ・出4決算 662,000円 ・出4決算 662,000円				発行部数 (広報紙面利用)2,200部	
成人式 概要 概要 無限地区、生保内地区、神代地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 対象者 当該年20歳~21歳 ・出14決算 40,000円 ・出14決算 662,000円		発行部数(6回) 4,100部	発行部数(2回) 5,100部		
成人式 概要 概要 概要 概要 概要 構要 構要 構要 構要 構要 力対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 本を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 満20歳の村民・村出身者を対象として新成人を祝う式典を開催する。 対象者を統一し、同一会場で対象者を統一し、同一会場である。 の開催に向け調整を行う。の開催に向け調整を行う。 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月14日角館町広域交流センター 実施日及び会場 毎年8月15日クリオンで開催 実施日及び会場 毎年8月15日クリオンで開催 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H14決算 40,000円 ・H14決算 662,000円				·H14決算 負担按分120,000円	
成 人 式 概要 田沢地区、生保内地区、神代地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 東施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 概要 年度内に満20歳を迎える町民・町出身満20歳の村民・村出身者を対象として対象者を統一し、同一会場で対象者を統一し、同一会場で対象者を統一し、同一会場で対象者を統一し、同一会場で対象者を統一し、同一会場で対象者を統一し、同一会場で対象者を続っている。 実施日及び会場 実施日及び会場 毎年8月15日のリオンで開催 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H14決算 662,000円		·H14決算 450,000円	·H14決算 60,000円	·H15予算 実績額を負担按分	
田沢地区、生保内地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。		·H15予算 450,000円	·H15予算 50,000円		
田沢地区、生保内地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。					
人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 新成人を祝う式典を開催する。 の開催に向け調整を行う。 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 実施日及び会場 毎年8月14日角館町広域交流センター 実施日及び会場 毎年8月15日クリオンで開催 対象者 当該年20歳~21歳 対象者 当該年19歳~20歳 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H14決算 40,000円 ・H14決算 662,000円	成人式		1		田沢湖町・西木村の例とする。
業の運営を行っている。 する。					
実施日及び会場 実施日及び会場 実施日及び会場 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 毎年8月14日角館町広域交流センター 実施日及び会場 毎年8月15日クリオンで開催 対象者 当該年20歳~21歳 対象者 当該年19歳~20歳 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H14決算 40,000円 ・H14決算 662,000円				新成人を祝う式典を開催する。	の開催に向け調整を行う。
毎年8月15日町民会館で実施 毎年8月14日角館町広域交流センター 毎年8月15日クリオンで開催 対象者 当該年20歳~21歳 対象者 当該年19歳~20歳 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H14決算 662,000円		業の運営を行っている。	する。		
毎年8月15日町民会館で実施 毎年8月14日角館町広域交流センター 毎年8月15日クリオンで開催 対象者 当該年20歳~21歳 対象者 当該年19歳~20歳 対象者 当該年20歳~21歳 ・H14決算 530,000円 ・H14決算 662,000円					
対象者 当該年20歳~21歳			1		
·H14決算 530,000円 ·H14決算 40,000円 ·H14決算 662,000円		毎年8月15日町民会館で実施 	毎年8月14日用館町仏域父流センター 	毎年8月15日グリオンで開催 	
·H14決算 530,000円 ·H14決算 40,000円 ·H14決算 662,000円		*** ** *** *** *** ***		1.45.4 1/25/7 2 6 4 5	
		Xy家看 ヨ該牛∠∪咸~∠□咸 	XJ家省	Xy家有 ヨ談ヰ∠∪咸~∠ 咸 	
		. 山 1 / 注答 5 2 0 0 0 0 0 四	1. 山 1 / 油管	. 日1.4注篇 662 000円	
'□ J '异 0VJ,VVV□ '□ J '异 /0,VVV□ '□ J 丁异 482,VVV□		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
		'	'	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

	現	況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	- 調整刀刺
図書館	概要	概要	概要	現行のとおり新市に引き継ぐ。
(図書室含む)	町立田沢湖図書館として運営	総合情報センター学習資料館(イベント交	村民に広く読書を推進するため、図書	基本的に現在の運営方法を
	開館時間 9:00~17:00	流館を含む)として運営	の充実を図り、図書貸出を行う。	存続する。
	蔵書 50,575冊	開館時間	·西明寺館(西木村公民館内)	
	貸出冊数 (H14.1.~H14.12)	火~土曜日 9:00~19:00	·桧木内館(公民館内)	
	2 3 , 4 9 4 M	日曜日 9:00~17:00	·上桧木内館(公民館内)	
	運営費	蔵書 約100,000冊	開館時間 8:30~17:00	
	·H14決算 25,446,401円	貸出冊数 (H14.4~H15.3)	蔵書 6,333冊	
	·H15予算 25,097,000円	6 2 , 1 8 8 M	貸出冊数 (H14.4~H15.3)	
		運営費	3 1 3 冊	
		·H14決算 57,842,000円		
		·H15予算 56,571,000円		
図書の貸し出し	・自動車文庫運営に関する負担金のみ	事業名	・自動車文庫運営に関する負担金のみ	新市において、配本サービス
サービスについて		自動車文庫配本事業		を引き継ぐ。
		目的		配本サービス事業は、平成
		角館・西木・田沢湖・中仙・太田の各町村		15年度で運営組織が解散する
		との連絡を密にし、図書の利用について研		予定のため、新たなサービス形
		究協議し、読書活動の向上発展を図る。		態も含めたサービスを協議し、
		巡回箇所 5ヶ町村 107ヶ所		新市において需要に応えられる
		巡回日数 年162日程度(配本含む)		よう努める。
		積載冊数 2,600~2,700冊		
		利用登録者 653名		
		運営費		
		→ H 1 4 決算 9 , 1 8 5 , 0 0 0 円		
		・H15予算 9,338,000円 実績		
		上 天線 年度 ■ (貸出冊数) (貸出人数) ■ 適用		
		<u> </u>		
		H13 12,761 3,669		
		H14 12,782 3,532		
		12,702 0,002		
t				

	現 況				
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針	
学校体育施設の	目的	目的	目的	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
社会体育開放事業	生涯学習の振興及び地域スポーツの普	生涯学習の振興及び地域スポーツの普	生涯学習の振興及び地域スポーツの普	合併後、新市において運営	
	及のために学校教育に支障ない範囲で学	及のために学校教育に支障ない範囲で学	及のために学校教育に支障ない範囲で学	内容を調整する。	
	校の施設を住民に供する。	校の施設を住民に供する。	校の施設を住民に供する。		
	対象施設	対象施設	対象施設		
	田沢、生保内、神代各小学校体育館	町内5小学校及び角中体育館	小・中体育館、グラウンド		
	開放時間	開放時間	開放時間		
	平日 16:30~21:00	·平日 16:30~21:00	·体育館 (平日) 18:00~21:30		
	休日 9:00~21:00	·休日 9:00~21:00	(休日) 9:00~21:30		
	運営費用	運営費用	・グラウンド(平日) 5:00~ 7:00		
	·管理人謝礼 月額 5,000円	·管理人謝礼	(休日) 5:00~19:00		
	(生保内小学校のみ10,000円)	4月~11月 朝605円+閉会1回605円	運営費用(指導員報酬 年102千円)		
		12月~3月朝1,000円+閉会1回605円	管理人費用なし		
スポーツ少年団	目的	目的	目的	合併時に再編する。	
補助関係業務	スポーツ少年団に関わる活動及び育成	スポーツ少年団の普及と育成及び活動	社会体育の向上及び生涯スポーツの普	派遣費については、合併時に	
	等について援助する。	の活性化を図り、青少年の心身の健全な		統合することとし、西木村の例	
	補助金交付額	育成に資する。	補助金交付額	とする。	
	1.交通費	補助金の交付額	1.交通費		
	4人以下 5~9人以下 10人以上	,	4人以下 5~9人以下 10人以上		
	北浦地区 3,000円 4,000円 5,000円	(**** 12** * * **** 12** * * * * * * * *	北浦地区 3,000円 6,000円 10,000円		
	大曲仙北 4,000円 5,000円 6,000円	·· / - / - / ! ! · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	県内 7,000円 8,000円 9,000円	/ INDIANCE / 20 CO	県内 7,000円 10,000円 15,000円		
	県外 別途支給	とし宿泊は認めない。但し、大会要綱	県外協議し、別途支給		
	その他 上記によりがたい場合、別途協議	に定めのある場合は、この限りでない。	上記によりがたい場合は、協議の上決定。		
	2. 宿泊費	,	2.宿泊費		
	,	·H15予算 500,000円	1)1泊につき4,000円を限度として予算		
	予算の範囲内で支給する。但し、大会		の範囲内で支給する。(郡内は除く)		
	要項に定めのある場合は、その範囲		但し、大会要項等に定めのある場合に		
	内の最低料金とする。		おいて、その範囲内の最低料金とする。		
	2)上記によりがたい場合は、協議の上決		前項によりがたい場合は、協議の上決		
	定する。		定する。		
	- H14実績 614,000円		·H14実績 242,000円		
	·H15予算 430,000円		·H15予算 420,000円		

	現。				
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針	
各種スポーツ大会	健康で明るい生活向上を推進する。 事業の負担役割等 ・体育協会主催 体育協会より各協会へ補助をするが、	アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、	醸成、親睦を図り、コミュニティづくりに資する。 事業の負担役割等	いては、統合に向け調整し、効 率的な運営と開催ができるよう	
公民館主催事業 開催業務	主な主催事業 ・新春書初席書大会(全町民対象) ・全町囲碁、将棋大会 年2回(夏 納涼大会、冬 新春大会) 運営事業費 ・H14決算 ・新春書初席書大会 90,000円 ・全町囲碁、将棋大会 40,000円 ・H15予算 ・新春書初席書大会 95,000円 ・全町囲碁、将棋大会 40,000円	主な主催事業 ・角館町町民登山 ・角館町町民ふれあい書初大会 開催回数:年1回 運営事業費 ・H14決算 全町登山 10,000円 書初大会 21,000円 ・H15予算 全町登山 10,000円 書初大会 35,000円	主な主催事業 ・西木村村民登山 ・西木村新春書初大会 運営事業費 ・H14決算 講師謝礼 10,000円 参加賞 10,000円 ・H15予算 講師謝礼 10,000円 参加賞 10,000円	現行のとおり新市に引き継ぐ。 新市において類似する行事等 について、統合に向け調整を 行う。	

協議案第36号

地方税の取扱いについて(その2)(提案)

地方税の取扱いについて(その2)、次のとおり提案する。

協議事項	地方税の取扱い(その2)	関係項目	
調整の内容	め、新市の賦課時に決定する。納期については、6期とし最終	終納期を12月28日と 人、新市において事業	の見直しも含めた検討を行い、将来的に廃止の方向で調整する。

	現			調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神
国民健康保険税	基礎課税額	基礎課税額	基礎課税額	基礎課税額の限度額につい
	(世帯主及び世帯の被保険者につき算定	(世帯主及び世帯の被保険者につき算定	(世帯主及び世帯の被保険者につき算定	ては、医療費の動向を考慮し、
	した所得割額及び資産割額並びに被保険	した所得割額及び資産割額並びに被保険	した所得割額及び資産割額並びに被保険	平成17年度から統一のうえ課
	者均等割額及び世帯別平等割額)	者均等割額及び世帯別平等割額)	者均等割額及び世帯別平等割額)	税する。
	課税限度額 530,000円	課税限度額 530,000円	課税限度額 530,000円	
	基礎課税額の税率(H15)	基礎課税額の税率H15)	基礎課税額の税率(H15)	基礎課税額の税率について
	·所得割額 7.50%	·所得割額 8.00%	·所得割額 6.50%	は、医療費の動向を考慮し、平
	·資産割額 11.60%	·資産割額 25.00%	·資産割額 32.00%	成17年度から統一のうえ課税
	・均等割額(一人につき) 22,800円	・均等割額(一人につき) 23,000円	・均等割額(一人につき) 23,000円	する。
	·世帯別平等割額(一世帯)28,500円	·世帯別平等割額(一世帯)34,000円	·世帯別平等割額(一世帯)33,000円	
	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ)	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ)	介護納付金課税額(基礎課税額に同じ)	介護納付金課税額の課税限
	課税限度額 80,000円	課税限度額 80,000円	課税限度額 80,000円	度額については、医療費の動
				向を考慮し、平成17年度から
				統一のうえ課税する。
	介護納付金課税額の税率	介護納付金課税額の税率	介護納付金課税額の税率	介護納付金の税率について
	·所得割額 1.08%	·所得割額 1.20%	·所得割額 1.00%	は、医療費の動向を考慮し、平
	·資産割額 3.44%	·資産割額 4.00%	·資産割額 6.80%	成17年度から統一のうえ課税
	·均等割額 7,900円	·均等割額 5,500円	·均等割額 7,000円	する。
	·世帯別平等割額(一世帯) 4,900円	·世帯別平等割額(一世帯) 6,000円	·世帯別平等割額(一世帯) 4,000円	
	納期	納期	納期	角館町の例による。
	第1期 7月10日から同月31日	第1期 7月 1日から同月31日	第1期 7月 1日から同月31日	平成17年度から6期とし、最
	第2期 9月 1日から同月30日	第2期 8月 1日から同月31日		終納期を12月28日とする。
	第3期 10月 1日から同月31日	第3期 9月 1日から同月30日	第3期 9月 1日から同月30日	
	第4期 12月 1日から同月25日	第4期 10月 1日から同月31日	第4期 10月 1日から同月31日	
		第5期 11月 1日から同月30日	第5期 11月 1日から同月30日	
		第6期 12月 1日から同月28日	第6期 12月 1日から同月25日	

現況	细数产处	
事務事業名 田沢湖町 角館町	西木村	調整方針
事務事業名 田沢湖町 課税客体等 次の区域内に所在する土地及に対し、その価格を課税標準とに対し、その価格を課税標準とに対し、その価格を課税標準という者に課する。 1.旧角館地区全部(下川原地区2.大字小勝田の内次の小字の編/崎、中川原、下川原、石3.大字小勝田の内次の小字に国道46号線東側全部と国道4億別50メートル以内の部分間野、下村、滝の沢、小倉前税 率 0.18%	課税なし ででその 全部 対しては 6号線西 1 1月1日 131日 131日 131日 1310日 100を 00円 初)	現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において財政計画も含めた事業の見直しを協議し、廃止に向けた調整を行う。

	現	況		田畝子公
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
納税貯蓄組合	事務費補助金 ・組合使用人の給料費 (組合員数) 15人未満 2,000円以内 15人以上20人未満 4,000円以内 20人以上30人未満 6,000円以内 30人以上 8,000円以内 ・書類帳簿等の購入費 1組合につき 1,200円以内 ・事務所使用料 1組合につき 1,500円以内 ・その他の事務諸費 組合員一人につき 150円以内	事務費補助金 該当なし	事務費補助金 ・平等割額 (組合員数) 15人以下の組合 20,000円 16人以上30人まで 30,000円 31人以上40人まで 40,000円 41人以上 50,000円 ・均等割額 組合員一人につき 1,000円 ・納期内収納割合が95%未満の組合に対しては、上記の補助金額を次の区分により減額する。 1.90%以上95%未満 10%減額 2.85%以上90%未満 20%減額 3.85%未満 30%減額 平成14年度実績 2,998,700円 平成15年度予算 3,000,000円	西木村の例による。
	奨励的補助金(H15現在) (国民健康保険税以外) ·納期内納付額 2.5% ·年内納付 1.0% (国民健康保険税) ·納期内納付額 1.0% ·年内納付 0.5% 每年各率0.5%減額中 平成14年度決算 12,163,500円 平成15年度予算 22,494,000円	奨励的補助金(H15現在) ・世帯割額 納期内完納組合 600円 ・税額割額 納期内完納組合 3.0% 一定の地域を単位とした組合以外の組合に交付する税額割額は、2.5% 平成14年度決算 25,293,900円 平成15年度予算 21,227,000円	奨励的補助金 該当なし	新市において廃止する。

協議案第37号

使用料、手数料等の取扱いについて(提案)

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	使用料・手数料等の取扱い 関係項目
	1 3町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
┃ ■ 調整の内容	2 3町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等を合併時に統一するよう調整する。
間金の付付	3 各種施設等の使用料については施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又
	は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に努める。

	現 況	
主な使用料、手数料の例		
 主な使用料	主な手数料	
町村営住宅使用料	戸籍手数料	
道路占用料	住民票手数料	
水道使用料	印鑑証明手数料	
下水道等使用料	諸証明手数料	
公民館、体育館等使用料	公募閲覧手数料	
野球場、都市公園等使用料	診断書料	
斎場使用料	狂犬病予防事務手数料	
公営墓地使用料	臨時運行許可申請手数料	
駐車場使用料	督促手数料	

関係法令

(使用料) 地方自治法第225条

「普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を 徴収することができる。」

(手数料) 地方自治法第227条

「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定に者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」 地方自治法第228条第1項

「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。」

協議案第38号

行政区の取扱いについて(提案)

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	行政区の取扱い	関係項目	
調整の内容	行政区については、当面の間現行のとおりとする。新市においる町村が行っている行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続	-	う業務については合併時までに調整する。

	現 況		調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	神罡刀到
行政区 田沢地区 11 行政区 生保内地区 47 行政区 神代地区 57 行政区 合計 115 行政区	行政区 角館地区 89行政区 中川地区 25行政区 雲沢地区 36行政区 白岩地区 30行政区 合計 180行政区	行政区 西明寺地区 47 行政区 檜木内地区 33 行政区 合計 80 行政区	行政区については、当面の問現行のとおりとする。 現在の行政連絡員制度を現行のとおり新市で継続する。 なお、行政連絡員の行う業務については合併時までに調整する。
行政事務連絡員	行政連絡員	行政連絡員	
・115 名 (任期 1 年)	・180 名 (任期 1 年)	・80名(任期1年)	
会 議	会 議	会 議	
行政事務連絡員会議 毎年4月に開催	行政連絡員会議 毎年6月に開催	集落座談会と合わせて開催	
業 務 「町広報」「議会だより」お知らせ文書等を各 戸に配布する。	業 務 「お知らせナビ」チラシ等を各戸に配布する。	業 務 「村広報」「議会だより」お知らせ文書等を各 戸に配布する。	
配布回数	配布回数	配布回数	
月3回(10日、20日、末日)	月2回(1日、15日)	月3回(5日、15日、25日)	
報酬	報酬	報酬	
世帯割 450円	世帯割 300円	世帯割 970円	
均等割 10,000円	均等割 8,500円	均等割 20,000円	
平成 1 4 年度決算額 2 , 8 4 7 千円	平成14年度決算額 3,833千円	平成 1 4 年度決算額 3 , 1 8 8 千円	
平成 1 5 年度予算額 3 , 0 1 2 千円	平成15年度予算額 2,983千円	平成 1 5 年度予算額 3 , 2 1 6 千円	

協議案第39号

納税関係事業の取扱いについて【協定項目23-4】(提案)

納税関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	納税関係事業
調整の内容	1.申告受付事務は、新市において調整する。 2.その他納税関係事務及び事業については、次の区分により (1)合併時までに調整するもの (2)新市において調整するもの	調整する。	

	現	況		抽較七分
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針
申告受付	住民税・所得税の申告期間中の対応	住民税・所得税の申告期間中の対応	住民税・所得税の申告期間中の対応	新市において調整する。
	·受付会場	·受付会場	·受付会場	
	田沢湖町役場税務課	角館町役場税務課	西木村役場税務課	
	田沢地区 - コミュニティホーム	角館地区 - 伝承館	上桧木内地区 - 公民館	
	神代地区 - 就業改善センター	中川地区 - 多目的研修センター	桧木内地区 - 林業総合センター	
	生保内地区 - 総合開発センター	雲沢地区 - 農林業研修センター	西明寺地区 - 総合開発センター	
	(地区以外からの申告相談も受付)	白岩地区 - 基幹集落センター	(地区以外からの申告相談も受付)	
		(地区以外からの申告相談も受付)		
口座振替	対象税目	対象税目	対象税目	角館町の例とする。
	町県民税·固定資産税·軽自動車税·	町県民税·固定資産税·軽自動車税·	村県民税・固定資産税・軽自動車税	
	国民健康保険税	国民健康保険税	国民健康保険税	
	口座振替金融機関	口座振替金融機関	口座振替金融機関	
	指定金融機関·指定代理金融機関·	指定金融機関·指定代理金融機関·	指定金融機関·指定代理金融機関·	
	収納代理金融機関	収納代理金融機関	収納代理金融機関	
	引落し日	引落し日	引落し日	
	·町県民税	·町県民税	·村県民税	
	6/15 · 6/30 · 8/31 · 10/31 · 12/25	6/15·6/25·8/25·10/25·12/25	6/15 · 6/30 · 8/31 · 10/30 · 12/25	
	·固定資産税	·固定資産税	·固定資産税	
	5/15·5/31·7/31·9/30·11/30	5/15·5/25·7/25·9/25·11/25	5/15·5/31·7/31·9/30·11/30	
	·軽自動車税 5/31	·軽自動車税 4/25	·軽自動車税 4/30	
	·国民健康保険税	·国民健康保険税	·国民健康保険税	
	7/31 · 9/30 · 10/31 · 12/25	7/25 · 8/25 · 9/25 · 10/25 · 11/25 · 12/25	7/31 · 8/31 · 9/30 · 10/31 · 11/30 · 12/25	
督促	督促の発送	督促の発送	督促の発送	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	納期から20日以内	納期から20日以内	納期から20日以内	
	督促手数料	督促手数料	督促手数料	
	督促状1通につき 100円	督促状1通につき 100円	督促状1通につき 100円	

	現		調整方針	
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神罡 刀到
各種証明	申請者の押印	申請者の押印	申請者の押印	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	原則として認印を求めるが、ない場合は	原則として認印を求めるが、ない場合は	原則として認印を求めるが、ない場合は	
	拇印若しくは署名のみも認める場合があ	拇印若しくは署名のみも認める場合があ	拇印若しくは署名のみも認める場合があ	
	る。法人の場合は、法人印を求める。	る。法人の場合は、法人印を求める。	る。法人の場合は、法人印を求める。	
	委任状、添付書類	委任状、添付書類	委任状、添付書類	
	本人でない場合は委任状が必要。ただし	本人でない場合は委任状が必要。ただし	本人でない場合は委任状が必要。ただし	
	個別の通達等により交付を認める場合があ	個別の通達等により交付を認める場合があ	個別の通達等により交付を認める場合が	
	る。この場合、必要に応じ関係書類を提出	る。この場合、必要に応じ関係書類を提出	ある。この場合、必要に応じ関係書類を提	
	させ確認する。	させ確認する。	出させ確認する。	
	料金の種類	料金の種類	料金の種類	
	1件につき200円、1,300円、無料	1件につき200円、1,300円、無料	1件につき200円、1,300円、無料	

協議案第40号

商工・観光関係事業の取扱いについて【協定項目23-19】(提案)

商工・観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い 関係項目 商工·観光関係事業
調整の内容	1 中小企業振興対策事業は、角館町の例により調整する。 2 中小企業事業資金融資制度は、田沢湖町の例により調整する。 3 観光施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 4 観光イベント及びPR事業は、主催団体と協議の上、新市において調整する。

	現		況	調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西 木 村	門 走 刀 刈
1 中小企業等振興	工業振興促進事業 対象 製造、加工を行う施設	産業振興事業 対象 製造業、運輸通信業、卸売業、 サービス業(風俗営業を除く)	工場誘致事業 対象 製造、加工を行う施設	角館町の例により、調整する。 なお、合併前の町村において対象
対策事業	対象事業所(新設) ·投下固定資産総額 5,000万円以上 ·常時雇用者数 10人以上	対象事業所(新設) ·投下固定資産総額 2,000万円以上 ·常時雇用者数 10人以上	対象事業所(新設) ·投下固定資産総額 1,000万円以上 ·常時雇用者数 10人以上	となっている事業所については、従前の例による。
	対象事業所(増設) ·投下固定資産総額 3,000万円以上 ·常時雇用者数 10人以上増加	対象事業所(増設) ·投下固定資産総額 2,000万円以上 ·常時雇用者数 10人以上増加	対象事業所(増設) ·投下固定資産総額 500万円以上 ·常時雇用者数 10人以上増加	
	助成措置 ·固定資産税課税免除 3年間 ·固定資産税不均一課税(4~5年度)	助成措置 ·固定資産税課税免除 5年間	助成措置 ・固定資産税相当額の奨励金交付 5年間	
	H15 指定事業所数 なし H14 減免措置額 - 千円	H15 指定事業所数 4事業所 H14 減免措置額 11,651千円	H15 指定事業所数 なし H14 奨励金交付額 - 千円	
2 中小企業事業資 金融資等	田沢湖町中小企業振興資金 貸付限度額 ·運転資金 1,000万円 ·設備資金 1,500万円	角館町中小企業振興資金 貸付限度額 ·運転資金 1,500万円 ·設備資金 1,500万円	西木村中小企業振興資金 貸付限度額 · 1,000万円	田沢湖町の例により、調整する。 なお、合併前の町村において行った、融資については、従前の例によ
	利子補給 1.5%/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 1億2,000万円 H14 利用件数 38件 H14 融資総額 232百万円	利子補給 2.0%/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 1億2,000万円 H14 利用件数 30件 H14 融資総額 192百万円 H14 利子補給金 2,342千円	利子補給 2.4%以内/年 保証料補給 全額(1.0%) 預託金額 2,500万円 H14 利用件数 24件 H14 融資総額 22百万円	వ .
	H14 利子補給金 6,844千円 H14 保証料補助 5,318千円	H14 保証料補助 4,169千円	H14 利子補給金 2,387千円 H14 保証料補助 1,157千円	

	現		況	調整方針
事務事業名	田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	一 調 笠 刀 虱
	秋田県新規事業展開資金			
	(事業革新資金)			
	貸付限度額 1億円			
	利子補給 1.3%/年			
	H14 利用件数 2件			
	H14 融資総額 101百万円			
	H14 利子補給金 530千円			
	秋田県中小企業振興資金	秋田県中小企業振興資金		
	貸付限度額 1億円			
	利子補給 1.5%/年			
	預託金額 2,000万円	預託金額 1,500万円		
	H14 利用件数 5件	H14 利用件数 - 件		
	H14 融資総額 69百万円	H14 融資総額 - 百万円		
	H14 利子補給金 3,559千円	H14 利子補給金 - 千円		
1	主な観光施設	主な観光施設	主な観光施設	1日にのしわり がナルコネがど
3 観光施設管理事	・観光情報センター「フォレイク」	・観光情報センター「駅前蔵」		現行のとおり、新市に引き継ぐ。
業		樺細工伝承館		
		·西宮家		
	・田沢湖キャンプ場		・かたまえ山森林公園	
	・県営田沢湖オートキャンプ場		・御座の石(鏡岩、潟頭霊泉)	
			田沢湖畔 共生木群	
	H14 施設管理経費 36,499千円	H14 施設管理経費 75,082千円	H14 施設管理経費 16,036千円	
	H14 使用料等収入 10,521千円	H14 使用料等収入 30,817千円	H14 使用料等収入 6,222千円	
	主な観光イベント	主な観光イベント	主な観光イベント	現行のとおり新市に引き継ぎ、主催
┃⁴ ┃ 観光イベント及び	【名称】田沢湖高原雪まつり	【名称】 火振りかまくら	【名称】 上桧木内紙風船上げ	現行のとあり新巾に引き越き、土催 団体と協議し、調整する。
PR事業	・2月 第四 金、土、日	· 2月 13~14日	· 2月 10日	
	【名称】 刺巻の水芭蕉まつり	【名称】 角館の桜まつり	【名称】松葉の裸参り	
	・4月中旬~5月上旬	·4月19日~5月5日	・2月第三日曜日	
	【名称】田子ノ木の観桜会	【名称】角館の送り盆行事	【名称】 中里のカンデッコあげ	
	・4月下旬~5月上旬	- 8月15日	·旧暦 1月 15日	
	【名称】 生保内公園つつじ祭り	【名称】 角館のお祭り	【名称】 鎌足・八津のカタクリ	
	·5月11日~19日	·9月7~9日	·4月15日~5月5日	

	現		況	調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	前 童 刀 虱
	【名称】 田沢湖まつり		【名称】戸沢氏祭	
	·7月 第三 土曜日		・8月 17日	
	【名称】 田沢湖マラソン			
	・9月 第三 日曜日			
	【名称】 田沢湖ツーデーマーチ		【名称】 田沢湖ツーデーマーチ	
	・9月 第四 土、日曜日		・9月 第四 土、日曜日	
	【名称】 抱返り紅葉祭り	【名称】 抱返り紅葉祭り		
	·10月10日~11月3日	·10月10日~11月3日		
	H14 開催経費 20,720千円	H14 開催経費 14,878千円	H14 開催経費 9,392千円	
	主なPR関連事業	主なPR関連事業	主なPR関連事業	
	・観光パンフレットの作成、配布	・観光マップの作成、配布	・観光パンフレットの作成、配布	合併時に統合する。
	・町ホームページへの観光情報掲載	・町ホームページへの観光情報掲載	・村ホームページへの観光情報掲載	
	・旅行雑誌広告掲載、テレビ広告宣伝	・フィルムコミッション事業活動	・観光情報誌にイベント情報掲載	
	・観光ポジフィルムの作成			
	H14 観光 P R 経費 4,620千円	H14 観光 P R 経費 12,069千円	H14 観光 P R 経費 436千円	

協議案第41号

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて

【協定項目23-20】(提案)

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	勤労者·消費者関連事業
調整の内容	1 勤労者・消費者対策事業は、勤労者支援及び消費者保	護の観点から新市に	おいて取り組みに努める。

	現				況			調	——— 整	 方	針
事務事業名	田 沢 湖 町	角	館	町	西	木	村	前	釜	Л	並「
事務事業名	田沢湖町 勤労者対策事業費補助金 従業員の資質向上や職場環境の充実 のため、中小企業者が行う従業員技術 修得・資格取得研修事業や勤労者福利 厚生設備事業に対し、補助金を交付する。 ・補助率 2/3 ・限度額 研修等 20万円、 福利厚生施設 200万円 H14 研修等 2社 302千円 H14 福利厚生 1社 107千円 雇用対策事業費補助金 離職者や学卒未就職者が行う技術修 得及び資格取得研修に対し、補助金を 交付する。 ・補助率 80% ・限度額 5万円	角	館	用J	<u>世</u>	. 木	村	勤労者・雇 町の例によ! ものとし、離 止する。	用対策 調整し	事業は、新市	は、田沢湖 に引き継ぐ
	H14 3人 150千円 勤労者福祉資金預託金 勤労者の融資資金の原資として東北 労働金庫に対し、預託を行う。 ・預託金額 2,000万円	生活、技能訓練等を貸付し、求職活・貸付限度額・返済期間 2 動労者福祉資勤労者の融資資働金庫に対し、預	皆に対し 等に必要 動を支 10万円 0か月 金預託 資金の原	の、再就職までの 要な資金の一部 接する。 (無利子) 金 京資として東北労 行う。	勤労者福祉 勤労者の融資 労働金庫に対 預託金額	資資金(し、預言	の原資として東北 毛を行う。	現行のとお なお、預託 整する。			

	現		況	調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	神 一般 一种
	消費者相談 町民からの悪徳商法による被害相談 等について、アドバイスするとともに、秋		等について、アドバイスするとともに、秋	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
	田県生活センター等と連携し、解決に努 める。	პ .	田県生活センター等と連携し、解決に努める。	
		消費者の会 消費者の会に対して、活動費補助金を 年間7万円を交付している。		本制度は、いずれも合併時に廃止する。
			西木村消費者会議 消費者意識の啓発と実践活動の推進 を図り、消費者問題を協議することを目	なお、消費者対策については、新 市において調整する。
			的に西木村消費者会議を設置。	

協議案第42号

建設関係事業の取扱いについて【協定項目23-21】(提案)

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	建設関係事業の取扱い
調整の内容	1 都市計画マスタープラン及び都市計画区域については、新市において新たに策定する。 2 町村道については、すべて市道として引き継ぐものとする。なお、新市においては、市道認 3 除雪計画については、新市において新たに除雪計画を策定する。 4 公営住宅及び使用料については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 5 用地取得については、合併後3年を目途に地理的条件を考慮しつつ、公平性・公正性がりとする。	忍定基準を新たに策定する。	

	現						
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	調整方針			
1 都市計画関 係事業	都市計画マスタープラン 計画名 田沢湖町都市計画マスタープラン 計画期間 平成16~35年度(20年)	都市計画マスタープラン 計画名 角館町都市計画マスタープラン 計画期間 平成13~32年度(20年)		新市において新たに策定する。なお、それまでの間は現計画を引き継ぎ運用する。			
	都市計画区域 都市計画区域 6,680ha 用途地域指定面積 239ha	都市計画区域 都市計画区域 1,253ha 用途地域指定面積 343ha		新市において新市域の均衡が図られるよう新たに区域を設定する。なお、それまでは現区域を引き継ぐものとする。			
	都市計画審議会 田沢湖町都市計画審議会 委員 10名(任期2年)	都市計画審議会 角館町都市計画審議会 委員 10名(任期2年)		新市において新たに都市計 画審議会を設置する。			
	都市公園 公園名 生保内公園 (野球場、テニスコート、サブ広場、すもう場、管理棟)	都市公園 公園名		新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努めるものとする。			
	都市公園使用料又は占用料 (別表1を参照)	都市公園使用料又は占用料 (別表1を参照)		合併時に角館町の例に統一 する。			

		現況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
2 町村道等関係事業	町道 町道認定 道路法第8条に基づく認定 路線数及び延長 1級 40路線(延長 109,010m) 2級 8路線(延長 14,835m) その他 559路線(延長 227,494m) 計 607路線(延長 351,339m)	2級 20路線(延長 20,593m)	2級 15路線(延長 17,098m)	町村道については、すべて 市道として引き継ぐものとす る。なお、新市においては、市 道認定基準を新たに策定す る。
	町道整備計画(測量、改良等) 15年度~17年度計画 路線数 18路線 総事業費 995,000千円 <財源> 国県支出金 138,500 地方債 669,000 一般 187,500 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	町道整備計画(測量、改良等) 15年度~17年度計画 路線数 14路線 総事業費 1,198,520千円 <財源> 国県支出金 550,000 地方債 604,900 一般 43,620 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	村道整備計画(測量、改良等) 15年度~17年度計画 路線数 2 4 路線 総事業費 1,169,674千円 <財源> 国県支出金 267,900 地方債 736,500 一般 165,274 第4次大曲仙北広域市町村圏計画 実施計画より	新市において現計画を見直し新計画を策定する。なお、それまでは現計画を引き継ぐものとする。なお、老朽橋梁については、耐荷力上の緊急性、必要性に応じて対応するものとする。
	町道占用料 (別表2を参照) 街路灯 町設置 町管理(道路照明) 771基 地域管理(防犯灯) - 地域設置 町管理(防犯灯) 78基 地域管理(防犯灯) 552基 地域管理(防犯灯) 552基 地域設置経費に対する補助制度有り	町道占用料 (別表2を参照) 街路灯 町設置 町管理(道路照明) 807基 地域管理(防犯灯) 948基 地域設置 町管理(防犯灯) - 地域管理(防犯灯) -		3町村に差異がなく、現行どおりとする。 設置済みの街路灯は従前の管理方法によるものとする。 新市においては、原則として道路照明は新市の設置・管理とし、防犯灯は地域の設置・管理とする。 なお、地域設置経費に対する補助制度は、田沢湖町、西木村の例を基本として新たに設けるものとする。

		現 況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	in 墊力並
3 除雪関係事業 業	除雪計画 出動基準 新雪深10cm以上 午前1時(観測点3箇所) 作業時間(原則) 午前2時~7時 路線数 535路線(232.4km) 平成14年度除雪費決算額 84,031千円	除雪計画 出動基準 新雪深10cm以上 午後10時(観測点1箇所) 作業時間(原則) 午前0時30分~7時 路線数 381路線(148.3km) 平成14年度除雪費決算額 60,328千円	除雪計画 出動基準 新雪深10cm以上 午前0時(観測点3箇所) 作業時間(原則) 午前1時~7時30分 路線数 219路線(99.8km) 平成14年度除雪費決算額 30,583千円	冬期間の安全な道路通行の確保を最優先課題として、新市において新たに除雪計画を策定する。なお、合併時期が冬期(11~3月)の場合は、当該年度は従前の計画を引き継ぎ運用するものとする。
	除雪機材運用 直営 5台 委託 31台(うち町からの貸与6台)	直営 なし 委託 21台(うち町からの貸与機械20台)	除雪機材運用 直営 14台(うちリース1台) 委託 なし	新市における除雪作業の効率化及び経費縮減を図るため、直営・委託方式等の運用方法を見直し、新たな除雪計画に反映させるものとする。
4 公営住宅	公営住宅の設置状況 田沢湖町営住宅(全59戸) 武蔵野団地 (33戸) 公園南団地 (12戸) 神代団地 (4戸) 武蔵野中央団地 (10戸)	公営住宅の設置状況 角館町営住宅(全206戸) 玉川住宅 (9戸) 田中住宅 (17戸) 岩瀬住宅1、2号棟 (10戸) 岩瀬住宅3号棟 (5戸) 岩瀬住宅3号棟 (5戸) 岩瀬住宅7号棟 (6戸) 岩瀬住宅7号棟 (6戸) 岩瀬住宅8、9号棟 (12戸) 菅沢住宅1、2号棟 (30戸) 菅沢住宅3、4号棟 (30戸) 菅沢住宅5、6号棟 (30戸) さくらぎの里A,C,D,E棟 (24戸)	公営住宅の設置状況 西木村営住宅(全34戸) ニュータウン塚野腰 (34戸)	現在設置されている住宅は、新市に引き継ぎ、管理の適正化、効率化に努める。

		現 況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	過光の
	入居資格(主な要件) 同居要件 同居している(しようとしている)親族あり 住宅種類によっては、独居高齢者も可	l ·	入居資格(主な要件) 同居要件 同居している(しようとしている)親族あり	合併時に田沢湖町、西木村 の例に統一する。
	収入要件 月平均20万円以下 連帯保証人 原則として 1人	収入要件 月平均20万円以下 連帯保証人 原則として 2人	収入要件 月平均20万円以下 連帯保証人 原則として 1人	
	入居者募集及び選考 募集時期 随時 選考 公開抽選	入居者募集及び選考 募集時期 随時 選考 必要に応じて入居者選考委員会 を設置(委員は3~7名)	入居者募集及び選考 募集時期 随時 選考 必要に応じて入居者選考委員会 を設置(委員は3~7名)	合併時に田沢湖町の例に統 一する。
	使用料 家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額 敷金 家賃の3か月分	使用料 家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額 敷金 家賃の3か月分	使用料 家賃 公営住宅法施行令第2条の規定による額 敷金 家賃の3か月分	3町村に差異がなく、現行どおりとする。
	使用料の徴収 納期 毎月末日 納付方法 納付書	使用料の徴収 納期 毎月末日 納付方法 納付書及び口座振替	使用料の徴収 納期 毎月末日 納付方法 納付書及び口座振替	角館町、西木村の例に統一 する。

					現		 況			细数之处
事務事業名		田注	尺湖町				館町		西木村	調整方針
5 用地取得	用地取得	単価(単位			用地取得	単価(単位)		用地取得单	单価(単位:円/m1)	合併後3年を目途に地域毎
			(生保内)	(神代)		(市外地)	, ,			の地理的条件を考慮しつつ、
		(固定資産税			宅地	3,600	不動産鑑定による	宅地	3,100 ~ 6,000	よう、取得額算定方法を調整
	田	1,800	1,800	2,000	田	1,600	同上	田	1,500 ~ 2,200	する。なお、それまでは現行ど
	畑	1,200	1,200	1,400	畑	900	同上	畑	800 ~ 1,100	おりとする。
	山林	700	700	700	山林	350	同上	山林	300 ~ 360	
	原野	300	300	300	原野	450	同上	原野	300 ~ 360	
								その他		
									田は、別に定める点数区分表	
								ادما	区分される。	